

ご存じですか？マイナンバー制度 ～ vol.9 ～

問 総務課 (西館2階) 【担当】 鮎川・大坪 ☎37・6112

マイナンバーは
生涯にわたって利用
する番号です。
紛失しないように大切に
保管してください。



マイナンバーキャラクター
「マイナちゃん」

大切にしていね

- ①マイナンバーの提供を求められることができる者(国や自治体、勤務先など)は法律などで決まっています。
 - ②マイナンバーをみだりに他人に見せないようにしましょう。
- ※Facebook、LINE、E、Twitterなどへの掲載もしてはいけません。
- ③マイナンバー制度に関して市役所から個人情報照会することはありません。不審な電話や訪問があった場合は対応しないようにご注意ください。

詐欺にご注意(事例の紹介)

制度の手続きに便乗してお金を要求

【例】「マイナンバー制度の登録手数料が必要です」とお金を要求された。

情報流出があったとしてお金を要求

【例】「情報が流出して抹消するために第三者の名義が必要です」「名義貸しは犯罪です」でお金を要求された。

個人情報聞き出そうとするもの

【例】アンケートとして家族構成や年金受給者かどうか聞かれた。また、資産や保険の契約状況を聞かれた。



個人番号カードの申請方法

希望者は、顔写真付きの個人番号カードを申請することができます。(手数料は無料です)

個人番号カードの申請は、

- ・郵送
 - ・市役所市民課への来庁
 - ・スマートフォン
 - ・自宅のパソコン
 - ・一部のまちなかの証明用写真機
- でも可能です。



事業者へ

1月から公的機関の各種申請書に個人番号の記載を求められることがあります。無理なく万全な対策を整えるためには、計画的な準備が

必要です。マイナンバーの導入準備は従業員を雇用している全ての事業者が必要です。

マイナンバーの取り扱いには、個人情報保護法よりも厳格な保護措置が設けられています。

従業員のマイナンバーを取得する際は次のことに注意しましょう

- ・本人に利用目的を明示する
- ・他人へのなりすましを防ぐために免許証などで本人確認を必ず行う。

早期にマイナンバーが必要になる場面

- ・年度内に雇う短期アルバイトへの報酬
 - ・3月の退職
 - ・4月の新規採用
 - ・中途退職 など
- ※取り扱う従業員の個人番号には、パートや学生のアルバイトも含まれます。

マイナンバー制度に対するお問い合わせは、**総合フリーダイヤルへ ☎0120・95・0178 (無料)**
平日9時30分～22時/土日祝日9時30分～17時30分 (年末年始を除く)